

岩手県海岸保全基本計画検討協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「岩手県海岸保全基本計画検討協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、国が定めた海岸保全基本方針（令和2年11月変更）に基づき、三陸北沿岸及び三陸南沿岸の海岸保全基本計画について、気候変動の影響を考慮した計画外力及び気候変動適応策等の検討を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 海岸保全基本計画の検討に関すること。
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 別表の団体をもって構成し、岩手県県土整備部河川課総括課長が就任を依頼する。

(座長)

第5条 協議会には座長を置き、構成員の互選により選出する。

- 2 座長の代理は、座長の指名するものがその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、岩手県県土整備部河川課総括課長が招集し座長が議事を進行する。

- 2 座長は必要と認める場合、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の事務局は、岩手県県土整備部河川課に置く。

(設置期間)

第8条 協議会の設置期間は、2年以内とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、岩手県県土整備部河川課総括課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月30日から、施行する。

別表 岩手県海岸保全基本計画検討協議会 構成団体名簿

(敬称略・五十音順)

団体名
岩手大学 理工学部
東北大学 大学院工学研究科
国土交通省 気象庁 仙台管区气象台
国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸水工研究領域